

文教福祉常任委員会

南相馬市東日本大震災による被災者に対する国民健康保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

質疑 南相馬市は一体だということ、全市一律での減免を国や関係機関に要望しているが、効果や手ごたえについて伺う。

答弁 平成24年度は4回にわたり要望活動を行った。今後とも継続して支援を求めていく。審査の結果、原案の通り可決。

南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

質疑 介護保険料が平均で52%と大幅に上昇する理由と、県内の被災市町村の保険料の動向について伺う。

答弁 保険料自体はおおむね県平均と同じくらいになるが、前回の改定時は、基金の繰り入れを行い逆に下げた経緯がある。

討論 保険料の上昇は、長引く避難生活で介護を必要とする人が大幅に増えているため、国・東電に求めるべきであると反対との意見。

制度に基づいた事業設計が避けられない。今後介護士を始め施設従業者等のことも考えなくてはならないと賛成の意見。

採決の結果、賛成多数で原案の通り可決。

南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について

質疑 屋内プールがオープンでき、高く評価できるが、利用料金について、子供の遊び場が不十分な中で、小中学生は無料にするべきと思うが、検討したのか伺う。

答弁 他のスポーツ施設の利用料金との均衡から、屋内プールのみ無料化はできないと結論に至ったが、今後検討していきたい。

審査の結果、原案の通り可決。

平成25年度南相馬市介護保険特別会計予算について

質疑 筋力向上トレーニング事業について、参加者を増やす取り組みについてどのよう

に考えているか伺う。

答弁 スタッフや場所の関係で増やすことは難しいが、事業を終えた方が地域に戻って広げていくような取組みを考えていきたい。

討論 原発事故によって避難生活が長引いて心身の負担が増加した。被保険者に保険料を引き上げて払わせる会計のやり方に反対との意見。

現在の仕組みの中で事業を運営せざるを得ない。特別会計予算が、介護予防に配慮していただきたいと、賛成との意見。

採決の結果、賛成多数で原案の通り可決。

平成25年度南相馬市一般会計予算について

質疑 教育対策費の元気もりもりニュースポーツ祭事業について、小高区で実施するが、どのような考えのものか伺う。

答弁 避難している市民を元気づけると共に、小高区のイメージ回復を発信して行くという趣旨で開催する。

質疑 相馬野馬追伝承用具整備支援準備補助金について、この事業を提案することになった経緯について伺う。

答弁 相馬野馬追執行委員会より、野馬追の継続や復興

に対し、馬具や甲冑の修理・新調が必要と要望があり、支援の方向で補助事業で提案した。

質疑 健康対策費、介護養成事業について、介護職員の不足は大変な状況であり、受講者育成をどう集めるか伺う。

答弁 広報紙、ホームページ等を活用し、高校生も受講可能であり、各高校にも呼びかけていくつもりである。

質疑 教育環境対策費、小中学校交流の集い事業について、学校給食を提供し現地の見学ツアーの取組みについて伺う。

答弁 旧警戒区域の小中学生の帰還率が非常に低い状態にあり、区域外に避難している子供の絆を深める事業である。

質疑 文教施設災害復旧費について、大悲山観音堂石仏の覆屋の復旧の建設は、仮設のものだが、今後の進め方について伺う。

答弁 大悲山観音堂石仏の覆屋の復旧の建設は、仮設のものだが、今後の進め方について伺う。

答弁 委員会を立ち上げて、具体的な保存方法等について2年程度かけて本格的な覆屋、保存施設を考えていく。

質疑 学習塾と連携した学力強化推進事業について、本市の子供たちの学習環境が悪いが、実際の学力低下があるのか伺う。

答弁 中学2、3年生の数学と3年生の英語に全国平均を下回る分野があり、月に2回の学習塾講習によって、意欲を持って学習するためのカンプル剤となるよう取り組みを考えている。

修正案提出 相馬野馬追伝承用具整備支援事業補助金の予算額の全額5千700万円を減額する。

討論 相馬野馬追は、長年にわたり振興のために尽力されてきた。提案では、要綱を定め、市民に十分説明できるものであり修正案に反対するとの意見。

震災後の相馬野馬追の執行に際して、事業における予算額の積算や補助決定までの審査の仕方に、市民の不信感を招くものであり、修正案に賛成。

採決の結果、賛成多数で修正案を可決。



大悲山観音堂石仏 (小高区)

東日本大震災及び原発事故 対策調査特別委員会

地域の要求を提示したが：

本年1月8日、東京電力(株)福島復興本社代表に対し、南相馬市市民の方々がおかれていた現状の打開を求め市長、区長連絡協議会長との連名で次の事項について「要求書」を提示しました。

3月1日に示された回答内容は、総じて地域実情を十分に認識した内容ではなく、改めて誠実な対応を強く申し入れました。

【要求事項と回答内容】

要求 精神的損害は、市内全域の除染が完了し、安心して生活できる環境が整うまでの間とすること。

30km圏内外により差が生じないよう同様の取扱いとすること。

【回答】

原子力損害紛争審査会の中間指針第二次追補、政府方針の「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、標準的な賠償の実施についてお示ししている。避難指示解除まで

に長期間を要する場合は、具体的な避難状況など個別に事情を確認し、本件事故と相当因果関係が認められる損害について適切に対応する。

中間指針第二次追補にあるように賠償期間は、避難指示解除後相当期間経過後と考えているが、個別事情を踏まえ適切に対応する。

公正な賠償実施の観点から、それぞれの状況に応じた精神的損害賠償に対応することとしている。

精神的損害は、政府による一律的な区域割りでの対応するものではなく、本市全体が同じ被害を受けており一体的に対応すべきです。事故以前の環境を取り戻すことができるまでの間、全地域を対象とすべきです。政府による区域毎に賠償内容に差を設けることは許せません。

【要求】

営業・就労不能損害は、避難指示解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。

【回答】

営業・就労不能損害は、避難指示解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。

は、中間指針、第二次追補などを踏まえ、個別具体的な事情に応じ合理的に判断し、損失補償基準より長い期間を設定しておりますが、設定期間以降も風評被害等による損害発生時は、地域実情を総合的に踏まえ適切に賠償させていただきます。

【要求】

旧警戒・計画的避難区域の財物賠償は、見直し区域によることなく見直し後の区域全てを全損扱いとし全額賠償すること。

【回答】

昨年7月公表の「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を踏まえ、各区域の標準的な解除見込み時期を踏まえたものでお示ししているが、解除までに期間が長引いた場合は、実際の解除時期に応じて追加的に賠償金をお支払いさせていただく。居住制限、解除準備区域の建物は、解除期間に応じた価値減少分を賠償する。



東京電力(株)へ要望書提出

広報広聴特別 委員会を設置！

広報広聴委員会が3月議会で特別委員会に昇格し広報広聴特別委員会となりました。

設置期間は平成26年11月30日まで。

これはより多くの市民の付託に応え、議会として積極的な政策提言を行うためです。そのための中心的な役割を果たす委員会ということで当委員会が機能を強化されました。

これからは「議会だより」発行に加え、広報部門の「市民との意見交換会」の企画運営や「インターネット議会中継」、「南相馬チャンネル」等と連携し、広報分野の拡充に努めて参ります。

このことは急に決まったわけではなく数年前から、議会改革検討委員会によって検討されて来たことです。議会改革先進地を参考に南相馬市議会としてどう取り組むべきか考えて参りました。

その最中、東日本大震災が発生し、中断してしまいましたが、震災直後の情報の途絶えた生活がいかに市民に孤立感を与え、不安を高めたか、市民生活には常に正確な情報の必要性を痛感しました。

これまでも、より開かれた議会を目指し、改革を行って来ました。

これまでは議会からの一方的な情報発信でしたが、新年度からは地域に赴き、皆さんの意見を伺います。

南相馬市議会「市民との意見交換会」は、全議員を4班に編成して、市内12カ所で開催する予定です。詳細については現在検討中ですが、皆様方から頂いたご意見を広報広聴特別委員会の中で精査し、どのように市政に反映していくか判断をして、議会の関係常任委員会や本会議、市の担当課につなぎます。そして、最終的に「市政に反映する」までを一つの流れとして考え、その取り組み内容を議会だよりで報告していきます。

多くの市民の皆さんから広くご意見をいただき、南相馬市民が心豊かに復興出来るよう委員一同努力して参ります。



仮設住宅での懇談会の様子